

武雄市立武雄市民病院移譲先病院評価委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年7月28日

武雄市長 樋渡啓祐

武雄市立武雄市民病院移譲先病院評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 武雄市立武雄市民病院の移譲先病院が、移譲後適正に運営されているか評価するため、武雄市立武雄市民病院移譲先病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

4 評価委員会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(評価等)

第6条 評価委員会の評価は、毎年1回行うものとする。

2 評価委員会は、評価結果及び改善勧告内容を公表するものとする。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、政策部企画課において行う。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成22年7月28日から施行する。

2 この告示は、平成32年3月31日をもってその効力を失う。

3 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。